令和２年６月１６日

沖縄県中小企業団体中央会

**知らなかったじゃすまない！**

**「　民法改正に係る中小企業の注意点　」**

**～契約、時効、保証、債権等～**

120年ぶりに大幅な民法改正が行われ、令和２年4月1日に施行されました。今回の改正は、民法総則と債権法が主な対象ですが、契約関係をはじめ、時効、保証、瑕疵担保責任など非常に多くの項目が対象になっているため、企業として無関心ではいられない問題です。『貸付や継続的取引で個人の保証人が付いている』、また『テナント等の賃貸借契約をしている』企業などは、注意が必要です！

本セミナーでは、下記記載内容についてわかりやすく解説、ご説明いたします。

1. 例えば・・・新民法では、『事業融資を金融機関から受ける場合に、経営者以外の第３者が個人保証人となる場合には、公証人役場で公証人に対して保証意思を宣言して確認を受ける公正証書を、保証契約に先立つ１カ月以内に作成する必要があります！』
2. 例えば・・・新民法では、『賃貸借の個人根保証契約をする場合、保証極度額を定めないと契約が無効になります！』

【内容】

****（1）改正民法の概要・目的

（2）重要な改正項目（契約・時効・法定利率・保証・賃貸借）

（3）中小企業の実務に与える影響と注意点、事例紹介

（債権管理の在り方、契約書の書式見直し　等）

弁護士 久保 以明 氏（弁護士法人 琉球法律事務所　所長）

★講師紹介★

一橋大学法学部卒。平成13年、司法修習生として来沖。沖縄の小堀啓介法律事務所に勤務。平成19年に琉球法律事務所を開設し労働問題、債権回収、契約書の審査等顧問先の企業法務を中心として活躍。

弁護士　山下 剛 氏

北海道大学法学部，琉球大学法科大学院を卒業後，札幌にある大手法律事務所において約10年間勤務。札幌事務所の所長を経て令和元年に琉球法律事務所に加入。

**○日時 令和２年７月８日（水）**14時～16時(13時30分 受付開始)

○場所 ノボテル沖縄那覇　２階 ラーボ（那覇市松川40 TEL887-1111）

○申込期限　７月6日(月) 　 ※定員４０名に達した時点で申込受付終了予定。

○**受講無料**

※参加申込書のFAXで、受講申込受付となります。

定員の場合には別途ご連絡いたします。

**【ご協力願い】当日は､マスクを着用してご参加下さい。**

○お問い合わせ　沖縄県中小企業団体中央会　支援課 (電話860-2525)

　参加申込書

中央会　支援課　宛　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０９８－８６２－２５２６

|  |  |
| --- | --- |
| 組合名・会社名 | 電 話 |
| FAX |
|  | 氏　名（役職） |  | 氏　名（役職） |
| 1 | ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。 | 2 |  |

**※組合員企業への転送をお願いします※**